

年金積立金管理運用独立行政法人の総合評価について

- 年金積立金管理運用独立行政法人の総合評価については、通則法に基づく個別評価の分析結果と併せて、年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証報告の内容を考慮して、総合評価を行うこととなっている。

年金積立金管理運用独立行政法人の総合評価に関する独立行政法人通則法第32条第2項及び第3項の規定は、年金積立金管理運用独立行政法人法第28条第2項により、下記のとおり読み替えて適用されることとなっている。

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果並びに年金積立金管理運用独立行政法人法第二十八条第一項の規定による報告の内容を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果及び年金積立金管理運用独立行政法人法第二十八条第一項の規定による報告の内容を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

○参考

年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）（抄）

（年金財政に与える影響の検証等）

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度年金積立金の運用が年金財政に与える影響について検証し、通則法第三十二条第一項の規定による評価に資するよう、厚生労働省の独立行政法人評価委員会に報告しなければならない。

2 管理運用法人の業務の実績についての評価に関する通則法第三十二条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「分析の結果」とあるのは「分析の結果並びに年金積立金管理運用独立行政法人法第二十八条第一項の規定による報告の内容」と、同条第三項中「評価の結果」とあるのは「評価の結果及び年金積立金管理運用独立行政法人法第二十八条第一項の規定による報告の内容」とする。